

# 花見会計事務所だより No.87



2022年1月より施行された改正電子帳簿保存法によって電子取引で受領した取引情報を電磁的に記録することがすでに義務付けられていますが、今年の12月31日までは書面に印刷して保存することが許されています。ただし、令和6年1月1日以後発生する電子取引は、必ず電磁的記録で保存しなければなりません。今回は電子取引のデータ保存について確認いたします。

## 電子取引の電磁的記録の要件

電子取引の電磁的記録の保存等の際には以下の**真実性の要件**と可視性の要件を満たす必要があります。

### ～ 真実性の要件～

以下の措置のいずれかを行うこと

タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う

取引情報の授受後速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく

記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う

正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用を行う

### ～ 可視性の要件～

保存場所に電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

以下の検索機能を確保すること

- ・取引年月日、取引金額、取引先により検索できること
- ・日付又は金額の範囲指定により検索できること
- ・二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

## 令和5年税制改正

令和5年の税制改正により税務署長が相当の理由(保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等)があると認める場合には令和6年1月1日以後に行う電子取引については保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その**電子データ及び出力書面の提示等**をできる場合にはその**保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存を可能**とする措置が講じられました。なお、この猶予措置の適用を受けるにあたり税務署への事前申請等の手続は必要ありません。

ただし、この場合にも出力書面に加えて、**電子データそのものについても提示等**ができるようにしておくことが要件とされている点に注意する必要があります。

### 【阿藤より一言】

電子帳簿保存法に対応すると、業務の効率化、紙での保存に伴うリスクの軽減、保存場所の省スペース化、コストの削減が図れるようです。

### 花見会計事務所

TEL: 026-248-7500  
MAIL: info@hanami-kaikei.jp  
URL: http://hanami-kaikei.jp